

# 名古屋港管理組合公報

令和7年4月15日  
(火曜日)  
第126号

## 目次

○港湾施設の変更	1
○財務監査及び行政監査の結果の公表	2
○財政援助団体等の監査結果の公表	3
○3月定例会名古屋港管理組合議会の結果	8

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第17号

令和6年名古屋港管理組合告示第29号で停止した次の港湾施設は、令和7年4月1日から使用を再開した。  
令和7年4月15日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
昭和ふ頭A荷さばき地 (昭和A)	2 <sup>級</sup>	40号岸壁隣接	1,444 <small>平方メートル</small>	図による
昭和ふ頭C荷さばき地 (昭和C)	2 <sup>級</sup>	41号岸壁隣接	1,099 <small>平方メートル</small>	図による

(図は省略)

### 名古屋港管理組合告示第18号

令和6年名古屋港管理組合告示第18号で停止した次の港湾施設は、令和7年4月1日から使用を再開した。  
令和7年4月15日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部R荷さばき地 (金城西R)	1 <sup>級</sup>	85号岸壁隣接	502 <small>平方メートル</small>	図による

(図は省略)

# 監 査 公 表

## 監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定及び名古屋港管理組合監査委員監査基準に基づき財務監査及び行政監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定並びに同基準により、監査の結果に関する報告及び監査意見を公表する。

令和7年4月15日

名古屋港管理組合監査委員 北野 よしはる  
同 小林 史郎  
同 前田 貢

### 1 監査の種類

財務監査及び行政監査

### 2 監査の対象

名古屋港管理組合の事務について、次表の部署を対象として実施した。

区 分	監査実施部署名
企 画 調 整 室	調整担当、企画担当、計画担当、環境担当
総 務 部	総務課、危機管理課、行政管理課、職員課、 財政課、会計課
港 営 部	港営課、誘致推進課、管財課、海務課、 港湾管理事務所
建 設 部	管理課、事業推進課、総合開発課、 技術管理課、工事課、港湾工事事務所、 施設事務所
監査委員事務局	監査課
議 会 事 務 局	議事課

### 3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか
- (3) 収入、支出等に関する事務は適正に行われているか
- (4) 事務事業は、その目的を達成するために有効なものとなっており、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか

### 4 監査の実施内容

#### (1) 実施時期

令和6年10月28日から令和7年2月18日

#### (2) 実施方法

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定及び名古屋港管理組合監査委員監査基準に基づき、対象の部署で処理している事務のうち、主として財務に関する事務について関係帳票及び証書類等を試査するとともに港湾行政に係る事務事業の管理及び執行が適正・適切に行われているか監査した。

### 5 監査結果

#### (1) 結果の概要

上記のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務、港湾行政に係る事務事業の管理及び執行については、以下のとおり一部に留意改善を要する指摘事項があった。これらの事項については、必要な措置を講じられたい。

#### (2) 指摘事項

休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日給を支給することとなっている。加えて、開庁職場勤務者においては、国民の祝日に関する法律に規定する休日が週休日に当たる場合は、週休日の直後の正規の勤務時間が割り振られている日が休日給の支給対象日となる。

本件に関し、試査による監査を実施したところ、支給対象日の設定誤りによる休日給の未支給があった。庶務事務システムにおける休日給支給対象日の設定を適正に行われたい。

該当箇所 総務部

また、職務に専念する義務の免除の申請、在勤地及びその付近地に出張する際に支給される旅費の申請、勤務の特殊性に応じて支給される特殊勤務手当の申請等の庶務事務に関して、庶務事務システムにより職員自らが申請することとなっている。

本件に関し、試査による監査を実施したところ、申請誤りによる給料の過支給並びに在勤地出張旅費の過支給及び支給不足並びに申請漏れによる特殊勤務手当の未支給があった。庶務事務システムによる申請が適正に行われるよう周知徹底されたい。

ア 給料において、過支給となっているものがあつた。

該当箇所 港営部

イ 在勤地出張に係る旅費において、過支給及び支給不足となっているものがあつた。

該当箇所 総務部、建設部

ウ 特殊勤務手当において、未支給となっているものがあった。

該当箇所 港営部

(3) 監査意見

ア 国際競争力強化の取組について、新たな長期構想の策定を進めるなか、船舶の大型化等の港湾物流の環境変化に加え、デジタル化や脱炭素化等の社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、今後も世界で選ばれ続ける港を目指して取り組まれるよう要望する。

該当箇所 企画調整室

イ 義務的経費比率の抑制について、社会基盤整備に多額の資金が必要となるということは避けられないため、中長期的な財務戦略をしっかりと持ち、今後も持続可能な財政基盤の確立に向け、取組を進められるよう要望する。

該当箇所 総務部

ウ 在来埠頭関連の港湾施設について、令和7年度から名古屋港埠頭株式会社が指定管理者として業務を担うこととなるが、指定管理者へのモニタリング等により、施設の設置者として管理運営状況を把握し、適切かつ確実なサービスの提供が確保されるよう要望する。

該当箇所 港営部

エ インフラの長寿命化について、限られた財源の中で、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けることができるよう、港湾施設等の計画的な維持補修・更新等を着実に進められるよう要望する。

該当箇所 建設部

## 監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定及び名古屋港管理組合監査委員監査基準に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定並びに同基準により、監査の結果に関する報告及び監査意見を公表する。

令和7年4月15日

名古屋港管理組合監査委員 北野 よしはる  
同 小林 史郎  
同 前田 貢

## (公益財団法人名古屋港緑地保全協会)

1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査・公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

公益財団法人名古屋港緑地保全協会

（事務所所在地：名古屋市港区港陽一丁目1番69号）

3 監査の着眼点

- (1) 設立目的に沿った事業運営が行われているか
- (2) 決算諸表等は経理規程等に準拠して作成されているか
- (3) 会計経理及び財産管理は適切か
- (4) 補助金等を活用した契約について適切に行われているか
- (5) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (6) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (7) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は適正に作成されているか

4 監査の実施内容

(1) 実施時期

令和6年11月22日から令和7年1月17日

(2) 実施方法

名古屋港管理組合は、公益財団法人名古屋港緑地保全協会の基本財産5,000万円（令和6年3月31日現在）を全額出資していること、公の施設である富浜緑地始め8緑地等の指定管理者に指定していることから、地方自治法第199条第7項の規定及び名古屋港管理組合監査委員監査基準に基づき、主として令和5年度における出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査をした。また、出資団体及び公の施設の指定管理者に対する監査に併せて、港営部の事務のうち、公益財団法人名古屋港緑地保全協会に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

5 団体の概要

(1) 設立目的

公益財団法人名古屋港緑地保全協会は、豊かで快適な港湾環境を創出するため、名古屋港の臨港地区内及びその周辺の緑化を推進し、適切な環境保全に努め、もって名古屋港の発展と親しまれる港づくりに寄与することを目的として、名古屋港管理組合がその全額を出資して昭和59年5月1日に設立された。

(2) 事業の内容

公益財団法人名古屋港緑地保全協会は、設立の趣旨に則り、豊かで快適な港湾環境を創出し、緑地及び運動施設の一層の利用促進を図り、親しまれる港づくりに寄与するために、富浜緑地始め8緑地並びに中川口緑地始め7緑地等を活用した公益目的事業を行っている。

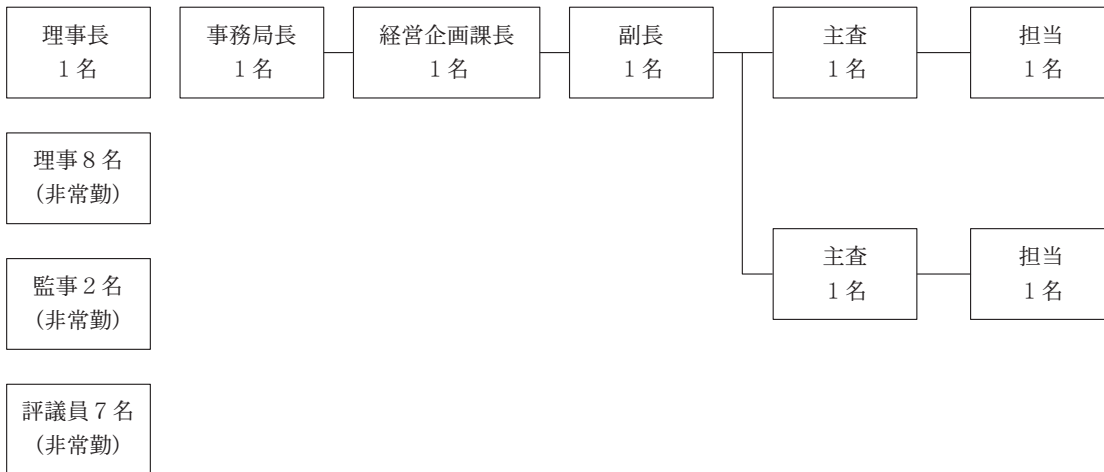
(3) 組織

組織は、理事長1名、理事8名、監事2名、評議員7名、事務局長1名のもと職員26名（臨時職員20名含む。）によ

り事業運営を行っている。  
 なお、機構図は第1表のとおりである。

第1表

(令和6年3月31日現在)



## 6 事業の状況

### 公益目的事業

#### ア 緑にふれあう機会と場を提供する事業

緑にふれあう機会を通じた緑化に関する思想の普及及び啓発を目的として、苗木の生産・頒布等を実施するとともに、園芸講習会や寄せ植え体験教室等を開催し、緑化や環境保全の重要性などの意識啓発を図った。また、緑にふれあう場の提供による緑化に関する思想の普及及び啓発を目的として、緑地見学会や各種イベントのほか、近隣住民の方々との協働による緑化や環境美化運動など、臨港緑地の利用促進と緑化の推進を図った。

#### イ 緑化に関する調査研究事業

緑化に関する思想の普及啓発を目的として、各種講習会や研修会等に参加し、樹木・苗木等に関する知見を深めるとともに、緑のカーテンによる減熱効果の確認など、緑化に関する調査研究を行った。また、生物多様性の推進に向けて、多様な生物の生息空間となっている臨港緑地の環境保全に係る啓発などの取組を行った。

#### ウ レクリエーションの機会と場を提供する事業

指定管理施設を活用してレクリエーションの機会と場の提供を行い、より多くの方々の利用を促す企画等を実施し、利用者の健康増進及び青少年の健全な育成を図る取組を行った。

## 7 財政状況

## (1) 比較貸借対照表

科 目	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率
	円	円	円	%
I 資産の部				
1 流動資産	8,646,338	17,461,779	△8,815,441	49.52
現金預金	5,633,803	12,654,132	△7,020,329	44.52
未収金	2,264,782	4,239,629	△1,974,847	53.42
前払金	581,240	486,710	94,530	119.42
立替金	0	1,673	△1,673	0
貯蔵品	166,513	79,635	86,878	209.10
2 固定資産	110,726,922	104,677,803	6,049,119	105.78
ア 基本財産	50,000,000	50,000,000	0	100
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	100
イ 特定資産	57,594,395	51,076,895	6,517,500	112.76
退職給付引当資産	57,594,395	51,076,895	6,517,500	112.76
ウ その他固定資産	3,132,527	3,600,908	△468,381	86.99
構築物	2,627,139	2,884,193	△257,054	91.09
什器備品	505,388	716,715	△211,327	70.51
資産 合計	119,373,260	122,139,582	△2,766,322	97.74
II 負債の部				
1 流動負債	16,218,180	25,545,765	△9,327,585	63.49
未払金	8,631,144	17,892,309	△9,261,165	48.24
未払法人税等	25,000	25,000	0	100
未払消費税等	1,846,800	1,783,500	63,300	103.55
前受金	491,200	582,500	△91,300	84.33
預り金	878,398	840,489	37,909	104.51
仮受金	4,994	0	4,994	—
賞与引当金	4,340,644	4,421,967	△81,323	98.16
2 固定負債	58,269,210	51,751,710	6,517,500	112.59
退職給付引当金	58,269,210	51,751,710	6,517,500	112.59
負債 合計	74,487,390	77,297,475	△2,810,085	96.36
III 正味財産の部				
1 指定正味財産	50,000,000	50,000,000	0	100
寄付金	50,000,000	50,000,000	0	100
2 一般正味財産	△5,114,130	△5,157,893	43,763	—
正味財産 合計	44,885,870	44,842,107	43,763	100.10
負債及び正味財産 合計	119,373,260	122,139,582	△2,766,322	97.74

## (2) 正味財産増減計算書（損益ベース）

科 目	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率
	円	円	円	%
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
ア 経常収益				
基本財産運用益	1,002	1,000	2	100.20
事業収益	114,523,117	130,911,480	△16,388,363	87.48
受取補助金等	43,200,000	41,600,000	1,600,000	103.85
受取寄付金	137,860	136,000	1,860	101.37
雑収益	820,823	2,077,649	△1,256,826	39.51
経常収益 計	158,682,802	174,726,129	△16,043,327	90.82
イ 経常費用				
事業費	148,700,904	164,256,409	△15,555,505	90.53
管理費	9,913,130	9,939,831	△26,701	99.73
経常費用 計	158,614,034	174,196,240	△15,582,206	91.05
当期経常増減額	68,768	529,889	△461,121	12.98
2 経常外増減の部				
ア 経常外収益	0	0	0	-
イ 経常外費用	5	0	5	-
当期経常外増減額	△5	0	△5	-
他会計振替前当期一般正味財産増減額	68,763	529,889	△461,126	12.98
税引前当期一般正味財産増減額	68,763	529,889	△461,126	12.98
法人税、住民税及び事業税	25,000	25,000	0	100
当期一般正味財産増減額	43,763	504,889	△461,126	8.67
一般正味財産期首残高	△5,157,893	△5,662,782	504,889	-
一般正味財産期末残高	△5,114,130	△5,157,893	43,763	-
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	-
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	100
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	100
III 正味財産期末残高	44,885,870	44,842,107	43,763	100.10

## 8 運動施設等利用状況（利用件数）

施設区分	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率
富浜緑地及び楠緑地 （サイクリングロード）	8,492件	9,590件	△1,098件	88.55%
富浜緑地 （テニスコート）	1,747件	1,774件	△27件	98.48%
富浜緑地 （運動広場）	489件	460件	29件	106.30%
楠広場 （野球場）	139件	97件	42件	143.30%
楠南広場 （野球場）	163件	168件	△5件	97.02%
木場南広場 （野球場）	723件	718件	5件	100.70%
東浜中央緑地 （運動広場）	335件	362件	△27件	92.54%
船見緑地 （運動広場）	649件	676件	△27件	96.01%

## 9 監査の結果

## (1) 結果の概要

前記4の(2)のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり財務関係の一部において検討等を要する注意事項があった。この事項については、必要な措置を講じられたい。

また、港営部の公益財団法人名古屋港緑地保全協会に係る事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

## (2) 公益財団法人名古屋港緑地保全協会分

## 注意事項

対象団体では、領収書については利用者の求めがあれば発行するという運用がされている。一方、公益財団法人名古屋港緑地保全協会財務規程（以下「財務規程」）において、金銭を収入したときは、理事長が別に定める様式の領収書を発行しなければならない旨が定められており、財務規程と実務が整合していないため、両者が整合するよう改善されたい。

## (3) 監査意見

対象団体が行う緑化の推進及び適切な環境保全は、名古屋港の発展と親しまれる港づくりに寄与する重要な取組である。今後も利用者が安全に施設を利用できるよう施設管理を万全に行うとともに、物価上昇や人手不足の状況下で、業務効率化や事業継続に必要な人材の確保等により、安定した事業運営に努められるよう要望する。

## 議 会 事 項

3月26日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を3日間と決定し、28日議事終了閉会した。付議事件等及びその結果は、下記のとおりである。

### 記

1	令和5年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算	認 定
2	令和5年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算	認 定
3	令和5年度名古屋港管理組合施設運営事業会計決算及び剰余金の処分	認定及び原案可決
4	令和5年度名古屋港管理組合埋立事業会計決算	認 定
5	令和7年度名古屋港管理組合一般会計予算	原案可決
6	令和7年度名古屋港管理組合基金特別会計予算	原案可決
7	令和7年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算	原案可決
8	令和7年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算	原案可決
9	旅費条例の全部改正について	原案可決
10	組織体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
11	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
12	訴えの提起について(建物収去土地明渡及び未納貸付料等支払請求事件)	原案可決
13	令和6年度名古屋港管理組合一般会計補正予算	原案可決
14	給与条例の一部改正について	原案可決
15	工事請負契約の締結について(弥富ふ頭岸壁改良工事(その4))	原案可決
16	名古屋港管理組合議会委員会条例の一部改正について	原案可決
17	名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正について	原案可決
18	各常任委員会における閉会中の継続調査について	可 決

発行所 名古屋市港区港町1番11号

**名古屋港管理組合**